ならのみくら　全

ならのみくら削繁　全

G 29
147

東京高等師範學校圖書

B 23475

756p.

ならのみくら剛繁

小椙榲邨原撰

天平勝寳八歳五月二日に聖武天皇かくれさせ給ひければ、その七七の御諱辰にあたれる六月廿一日に御物どもをとりそろへ、孝謙天皇、光明皇后より、東大寺の盧舎那佛に献納し給ひて、冥福を祈り給ひし、其御物を藏め給はむとて造られつる正倉を東大寺正倉院といふ、其御物どもの事は東大寺献物帳といふ一巻に見えて、皆是先帝翫弄之珍とさくのたまひたりき、されば當昔より勅使勅封して開閉し給ひけり、寳庫は南より北へ三區にして、總長十七間ばかり、

温古堂藏書

1185-1198

一區のひろさ凡五六間、奥行五間ばかり、二階つく
りにて瓦葺なり、下の板間の裏より敷地石まで
尺のあたりまで八九尺ばかりもありぬべし
東大寺古文書類に此寶庫を正倉とも正蔵とも
甲倉とも甲雙倉ともいへり、雙倉といへる如く
昔は南北両倉のみなりしと、文治建久頃より
後の文書には三倉とあるを思へば、其比よりや
今の如くにはなりぬらむ、其様式は三稜の大材
を疊みかさねて外部は柳箱といふものゝ形
したること、四隅は井樓といふものゝ如くあぜ合せたれ
ればこそ、あぜくらともいふなり、藤貞幹の好
古小録に、校倉は魚倉の略なりといへり

松屋製

此所昔は野原に等しかりければ或時は乞丐反
ど床の下に雨を避け、冬夜にはこゝを平生のやどり
とし、床下にて焚火しつる折もありきとぞ、尤柱
に火のこげつきたる痕も見ゆめり、又中頃盧
舎那佛に放火せし平重衡のあらび、松永久秀
の暴悍もありしかど、いさゝかも災あることな
かりき
古文書を按ずるに、寶龜十年十二月六日に冶葛
とりいでの歸納東大寺正蔵に収むといふことあ
りごは天平勝寶八歳より廿四年後なり、延暦
六年六月に御寶物曝涼の事あり、十二年六
月も亦同じ、十八年十一月、廿一年十一月、廿三年六月、

大同元年九月など雑物御出入の事あり、雑物
出入継文といふものに見えたり、次に弘仁二年
九月官物勘録一巻あり、御物の存廃
をしるせり、同五年、八年、十一年、十三年、十四年
かけて出入の事をしるせる雑物出入帳あり、次は
天長三年九月に薬種を出しつ、次に斉衡三年
六月出入の継文あり
其後百七十年ばかりの程経て、東大寺要録巻五
に、長元四年正倉院勘用御蔵什といふ事あ
れど、こは常に入用のものを蔵めおき、時に臨み
出納すべき勘用蔵なるべし、又春記に長暦四
年九月、僧長久同類落野清延とともに、宝
庫の銀を盗出るを以て捕はれ、清延に贓銀三十
両を科するよし見ゆ、又東大寺文書に、寛治四年
十二月権左中弁源基綱、また美作守藤原
行家を勅使として宝庫の黄金を検せし
めらることと見ゆ
こゝに本寺所蔵書に、東大寺三倉御開封勘例
といふ記録あり、其文に建久四年八月廿五日源
頼朝御修復、勅使右少弁藤原定経を以て
開封、大監物安倍泰忠これに臨する由見ゆるは、
重衡放火の後の事なるべし、同勘例に修復
の間宝物を綱封倉に置く由いひ、分註に、中
古綱封倉朽絶故、以三御倉之南倉代之、三

倉元中北南共有勅封、此後中北為勅封、南倉為綱封と云つり、綱封とは別當の印を以て封し、三綱出入する故の名なり、勘例によるに、建久五年三月廿一日修復成りぬ、請によりて倉中の錫杖十枚を勸進上人重源に賜ふ、勅使は右少辨藤原資忠、隨行は大監物小槻宿禰有頼なりき

又東大寺續要錄に、寛喜二年十月廿七日、今夜降雨、盗人勅封倉燒開き、寶物を盗み取りよし、年預五師より寺務に申によりて糺問するに、皆以て露顯す、鏡八面を細かに打破り、京都にて沽却せむとすれども減直の間、しばらく大佛殿前の何かしの所の裏帷に置ける由申すを取出しつ、さて彼盗人顯識、同舍弟法師、並春密等を佐保山にて頸を斬、奈良坂に懸くと見ゆ、同年十二月勅使右少辨平時兼、隨行大監物中原師世をして寶物を撿せしめらると勘例に見ゆ、又續要錄に、嘉禎三年六月寶物を撿知せしむべき由宣旨あり、櫃數のみを數ふと云ふ、勅使は藤原秀輔、隨行大監物守榮と勘例に見ゆ、次に同書に延應元年十一月九條禪定殿下道家、戒壇院にて授戒、嘉禎の例によりて寶庫を開き、御物を拜覽すと云ふ、勅使左少

辨藤原顕朝、随行大監物丹波尚長と勘例
にあり、次に續要録に、仁治三年正月廿日先
帝崩御、同三月十八日當今御即位、後嵯峨勅
封を開き玉冠を召上らる、諸臣の禮服冠も
同じ、取出しゝは玉冠四頭、諸臣礼服冠廿六
頭、是より先鎰紛失せるを以て、鍛冶を召て
櫃を打破りぬ、勅使左少辨平時經、随行大
監物丹波尚長と勘例にあり、玉冠等は宮中
にて模造し、同月式終りて返納せらる
又建長六年六月十七日、雷神北藏寶庫に落ち懸
り、東西北端の扉を蹴破り、下柱を抓裂て、
知足院の川邊に投捨つ、雷火とは扉を切

放ちて打消しぬ、よりて大勧進圓審に仰せて、
中北西倉の扉四枚を修理せしめらる、北脇柱
一本、敷居等は造替らる、番匠卅人、二日にし
て作る、又下柱六本も、龍神引倒故に造替らる
と續要録に見ゆ、燒痕は今もあらはに見
ゆ、七月勅使右少辨藤原資定、随行少監物
平久進寶物を撿せしこと勘例に見ゆ
次に正嘉二年正月攝政藤原兼経東大寺に受
戒す、よりて寶器を拜覽す、勅使右少辨平
高輔なり、又文應二年九月後嵯峨上皇寶物
を叡覽ましませり、又弘長二年八月去年召出さ
れし御加叢を、御夢想によりて返し納め

られ、勅使右少辨藤原資直と勘例に見ゆ
次に細々要記に元中三年八月将軍義満寳庫
の御物を拜覧す、近衛、二條、萬里小路等の
諸公卿同行すといふ、又正倉院開封舊記及勘
例に、永享元年九月将軍義政寳庫の御物を
拜覧す、勅使右少辨藤原豊明なり、次に
勘例に、寛正六年九月義政再寳庫に入り、
香を截ることを一寸四方づゝ二所にし、一は内裏
に献じ、一は自ら取る、又五分四方を截て別帋に
贈る、両種御香蘭奢待紅沈香同然と見ゆ、次に勘例
に、天正二年三月参議織田信長拜覧す、勅
使左中辨藤原輝資なり、信長は蘭奢待

のみ截りて、紅沈香をば截らず、又慶長七年
六月内大臣家康寳庫を修繕し御物を拜覧
せしことをいふ、勅使左少辨藤原總光、右大辨
藤原光豊等開封す、油倉の二倉を以て綱
封倉に準じ、こゝに移すと御開封舊記に
見ゆ、又寺櫃の書付に、家康造之銀長持三十
櫃寄附の事見ゆ
又本寺に別に御開封之記といふあり、文中に
慶長十五年七月大風大佛殿假屋倒る、當時
三僧自身出て材木等を取置しが、其奉行福
蔵院、北林院、中證院也、寶藏の下に行て切破り
ぬ、十七年三月に至りて不思議なる寶の物出る

由、上生院、清涼院間及び、当国守護代大久保
石見守内鈴木右馬助を経て、都奉行板倉
伊賀守に注進す、同十月廿一日、石見守下奉
行杉田九郎兵衛中坊に於て三僧を搦め捕
り、廿四日伊賀守の所に召連れて糺問し、白
状に及びぬれば京都の牢に召籠めらる、十
九年二月十七日右の人々奈良坂北高座にては
たものに上げらる、当時十七年霜月廿二日、勅使
柳原殿四聖坊に下向し御物を点検せらると
云へ
次に勅例に、寛文六年三月将軍家綱修復を
請ふにより、勅使権右少弁藤原資茂開封

1833-1836

す、次に元禄御開封記といふものに、元禄六年
五月将軍綱吉に仰せて修理せしめらる、勅使
権右少弁藤原輝光なり、七月中旬修復畢
り、八月七日開封せらる、勅使右少弁藤原有
富なり
享保七年十月宝庫の事御尋あり、伝奏又所
司代松平伊賀守は本寺の記録を抄せしめ
上りぬ
次に天保御開封記といふものあり、天保四年十月
勅使左少弁源俊明下向し、七年五月工事就る、
将軍家斉御物の箱を寄附す、奈良奉行
梶野土佐守良材古文書等と新造庫とりぬ

倉に移し、穂井田縹助忠友をして四十五巻
文書を萃し、印譜埋麝香一帖、又観古
雑帖等を作らしむ、梶野氏の随筆によれ
ば、忠友は三十日餘の間に文書六十四巻と物
一つとりしが、四十五巻文書の櫃の蓋裏に文
あり、天保四年十月十八日開封、七年六月廿日開
封、別當勧修寺濟範親王、開封勅使坊城左
少辨藤原俊克、開封勅使萬里小路左中辨藤
原正房、成巻修復七年三月十五日於四聖坊事
始、同十八日成就、撰者穂井田縹助大江忠友
などあり
明治五年八月宮内少丞世古延世を勅使として

寶庫を開き御物を撿せしめらる、随行文部
大丞町田久成、同六等出仕内田正雄なり、八年
三月宮内大丞香川敬三を勅使として開封せし
めらる、是より奈良縣参事岡部綱紀博覧會
を大佛殿に開き、御物を出陳せしことあり、博
覧會出陳の事町田久成の案中によりて聴さ
れにき、此月寶庫は内務省の管轄に移りぬ、
四月博物局主管にせらる、博覧會畢れる時
の開扉は、宮内大丞山岡鐵太郎勅使して奉
行す、此時山岡の携へ帰りし文書は博物館
にあづけられ、假に淺草文庫に納められて
は大久保内務卿利通が乞ふによりてなり、

九月奈良県令藤井千尋請ひて宝庫を修復す、九年三月藤井の請によりて再び御物出陳の事あり、勅使宮内権大丞堤正誼なり、十二月大久保内務卿の議によりて庫内の布帛断片を博物館及府県博覧会に配布せらる、十年二月明治天皇庫に幸して蘭奢待を截らしめ給ふ、勅使宮内少丞桜井純造一月中先発す、随行内務大書記官町田久成、同少書記官岡谷繁実なり、六月宝庫を修復し、十一月避雷柱、消防具を備ふ、九年四月奈良を堺県管下に置かれ、宝庫の敷地を一段八畝二十歩と定めらる、十一年

松屋製

三月修復したる御物を庫内に納めらる、勅使宮内権大書記官児玉愛二郎なり、此時堺県令税所篤又請ひて宝器を博覧会に出陳し、京都府知事槇村正直御物を図写せしむ、十二年六月大蔵大書記官得能良介宝器文書の模写を請ひて許さる、勅使宮内権少書記官岡保義、出納者内務大書記官町田久成なり、七月宮内大書記官山岡鐵太郎勅使として行向ふ、此時香港鎮台ヘンネツシイに拝観を許さる、十一月独逸ハインリヒ皇孫に拝覧を許さる、勅使堺県大書記官吉田豊文なり、十三年一月内務卿伊藤博文請

いて庫内に棚を設く、二月伊国皇族レエツクドシエエヌ御物を拝覧す、勅使宮内大書記官香川敬三なりき、此時税所堺縣令又御物を出陳す、五月庫の屬地を八段八畝八歩餘とす、十四年三月大坂府知事建野郷三請ひ御物を奈良博覧会に出陳す、四月寶庫の事三省に分掌せしめらる、寶器は農商務博物局、圖書は内務、開閉は宮内なり、十一月英国皇孫アルベルト及ジヨルジ御物を拝覧す、東伏見宮嚮導し給ふ、随行宮内権少書記官長崎省吾、農商務権少書記官石原豊貫なり、十五年八月門墻を修復す、開封勅使宮内

権少書記官麻見義修なり、十月棚架落成す、農商務准奏任御用掛黒川真頼御物を陳列し、尋で農商務大輔品川彌二郎庫内を検閲す、十六年二月孛國クラアフエンモイトケラス拝覧を請ふ、許されず、六月右大臣岩倉具視、参議井上馨等拝観を許さる、勅使宮内卿徳大寺實則なり、七月實則、農商務卿西郷従道、内務卿山田顕義等上書して毎歳曝涼の事を言ひ、許さる、又建野大坂府知事の稟するによりて巡査を附せらる、十月曝涼の事定まる、十七年四月宮内卿伊藤博文、農商務卿松方正義、内務卿山縣有朋等の議

によりて寶庫と宮内省に屬せらる、五月太政大臣三條實美拜觀を許さる、九月宮内大書記官山口正定勅使として開封し、侍從富小路敬直庫内の劍二口を持ち歸る、十八年六月宮内卿伊藤博文拜觀を許され、劍を持ち往きて還納す、七月寶庫を図書寮の主管に移す、十月佛国特命全權大使コオゴンタン拜觀を許さる、此時東大寺塔中會所坊又金珠院址並民有地等二千五百八十三坪一合を買ひ上げて火除地とし、更に門墻を修復す